

暴力団関係相談取扱い要領の制定について

平成 27 年 12 月 22 日  
例規（捜四）第 40 号  
警 察 本 部 長

この要領は、暴力団関係相談に関し、必要な事項を定めるとともに、次のとおり総合暴力団相談窓口を設置するものである。

○ 県本部

暴力団関係相談を適切に処理するために刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課に本部総合暴力団相談窓口を設置する。

○ 署

署に対する暴力団関係相談を適切に処理するために刑事（第二）課又は刑事生活安全課に署総合暴力団相談窓口を設置する。